

重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 事業者の名称等

- ・事業者名 有限会社 カナガミケアリンク
- ・所在地 宮城県角田市角田字田町123番地の6
- ・代表者名 取締役 毛利 良子

(2) 施設の名称等

- ・施設名 認知症高齢者グループホーム花水木
- ・開設年月日 平成16年1月15日
- ・所在地 宮城県角田市角田字中島上170番地の21
- ・電話番号 0224-61-2777
- ・FAX 0224-61-2778
- ・管理者 赤井田 友美

(3) 構造・規模等

- ・敷地面積 1104.754㎡
- ・構造規模 木造 平屋 準耐火構造
- ・延床面積 343.56㎡
- ・面積内訳 別紙のとおり

(4) 認知症高齢者グループホームの目的と運営方針

認知症高齢者グループホームは介護保険上、施設サービスではなく、居宅サービスに位置付けられる認知症対応型共同生活介護です。少人数（5～9名）の認知症高齢者が日常生活を共同で暮らします。生活の中で職員がサポートすることにより、家庭的な落ち着いた雰囲気の中で、生活感を取り戻すことで利用者は認知症の進行、行動・心理症状が緩和され、自分らしい暮らしが保たれることを目的とした共同住居です。

[認知症高齢者グループホーム花水木の運営方針]

当事業所は、介護を必要とし、医師より認知症と判定された方に対して、より良質なケアを行う為、少人数且つ家庭的な環境のもと、「共に寄り添うケア」を提供いたします。認知症における行動・心理症状には、それぞれ個々の理由があります。いつでも寄り添い、共に日常生活を送ることにより理解し合い、健康で明るく、生きがいを感じ、安心して自分らしい生活ができるグループホームを目指します。

認知症高齢者は社会的に孤立してしまいがちですが、当事業所では、職員が利用者と共に地域の行事等にも積極的に参加し、地域の皆様にも気軽に立ち寄っていただける暖かい環境を提供します。

(5) 職員体制

職員の職種	員数	常勤		非常勤	保有資格
		専従	兼務	専従	
管理者	1名		1		介護福祉士
計画作成担当者	1名		1		介護福祉士・介護支援専門員
介護従事者	7名以上				介護福祉士 初任者研修受講 実務者研修受講

(6) 入居定員 9名

- ・全室個室 和室6室 洋室3室 ショート用洋室1室

2. サービス内容

- ① 認知症対応型共同生活介護計画の作成
- ② 入浴、排泄、食事、着替え等の介護
- ③ 日常生活上の世話
- ④ 日常生活の中での機能訓練
- ⑤ 相談、援助

3. 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 協力医療機関 内科・外科
 - ・ 名称 医療法人金上仁友会 金上病院
 - ・ 住所 角田市角田字田町1 2 3 番地
 - ・ 電話 0 2 2 4 - 6 3 - 1 0 3 2

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先の他、主治医及び協力医療機関に連絡し、対応します。

4. 利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は午後5時までをお願いいたします。
- ・ 面会者の宿泊は、前日までに管理者にご連絡ください。

- ・ 利用者の外出・外泊の際は前日までに管理者にご連絡ください。
- ・ 通院等による外出は原則的に代理人等による付き添いをお願いいたします。
- ・ 喫煙は敷地内禁止となっております。
- ・ 飲酒は原則として行なっておりません。(行事や面会時等にご相談ください)
- ・ 防災上、台所以外での火気の取り扱いはできません。
- ・ 所持品・備品、思い出の物などの持ち込みは自由です。持ち込みの際には必ず職員にご連絡ください。
- ・ 貴重品の管理は当事業所では原則として行っておりませんのでご了承ください。
- ・ 宗教活動に関しては、他の利用者への勧誘活動・騒音を伴う儀式など他の利用者に迷惑のかかるものは禁止しております。
- ・ 営利行為や、特定の政治活動を禁止しております。
- ・ ペットの持ち込みは原則として禁止しております。

5. 非常災害対策

- (1) 防火管理者には、当事業所職員を充てる。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。(消火器・誘導灯等・非常灯)
- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (5) 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難) 年2回以上
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底 随時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

6. 損害賠償責任保険

当事業所では、「グループホーム等賠償責任事故補償制度」に加入し、万一の事故に備えております。

7. 要望及び苦情等の相談

要望や苦情など、当事業所の管理者または代表まで、お気軽にご相談ください。速やかに対応いたします。

・ 担当窓口：グループホーム花水木 赤井田 友美

連絡先 0224-61-2777

(有)カナガミケアリンク 代表

連絡先 0224-63-2408

担当窓口以外にも以下の機関に要望及び苦情を申し立てることができます。

- ・角田市ウェルパーク内
角田市市民福祉部介護支援課 0224-63-2151
- ・宮城県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情処理係 022-222-7700
- ・宮城県長寿社会政策課 022-211-2556
- ・その他の関連機関及び関連者

福祉サービス第三者評価は実施の実績はありません。

8. 書類の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

9. 認知症対応型共同生活介護サービス

当事業所でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば認知症の進行、行動障害を緩和し、安心した生活を送っていただけるかを検討し作成されたサービス計画（介護計画）に基づいて提供します。この計画は、ご本人・代理人の希望を十分に取り入れ、計画作成担当者のほか直接利用者に関わる職員との検討によって作成します。サービス提供をする前に計画の内容について、同意をいただくようになります。

10. 利用料金

(1) 基本料金

- ① 利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担額です。介護保険負担割合証に応じて、2～3割負担の方もおります。）

	介護度	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
介護予防	要支援2	761	1,522	2,283
	要介護1	765	1,530	2,295
	要介護2	801	1,602	2,403
	要介護3	824	1,648	2,472
	要介護4	841	1,682	2,523
	要介護5	859	1,718	2,577

- * サービス提供体制加算Ⅰ 22円/日（介護度に関係なく一律の金額です）
 - * 認知症専門ケア加算Ⅰ 3円/日（介護度に関係なく一律の金額です）
 - * 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 37円/日（介護度に関係なく一律の金額です）
 - * 初期加算 30円/日（入居後30日間に限り）
- ※上記介護報酬の総額に 11.1%（介護職員処遇改善加算Ⅰ）、3.1%（介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ）2.3%（介護職員等ベースアップ等支援加算）を乗じた額の1割が加算されます。（区分支給限度額の算定から除外）

② 運営管理費

当事業所では、家賃、食費、水道光熱費を含む運営管理費を利用日数によって下記の表のとおりに定めております。

運営管理費	1日～10日	11日～20日	21日～月末	1日～月末
家賃	15,000	15,000	15,000	45,000
食費	12,000	12,000	12,000	36,000
水道光熱費	7,000	7,000	7,000	21,000
1ヶ月の料金合計	34,000	34,000	34,000	102,000

たとえば月の18日に退去される場合は、34,000円×2=68,000円をお支払いいただきます。

但し、退居ではなく、入院、長期・短期外泊により、グループホームを利用していない日があった場合は、家賃の45,000円はお支払いいただきます。

③ 協力費

入居時に、退去に伴う清掃、修繕等に当たる費用として、60,000円を負担していただきます。

(2) 個人負担

- ① レクリエーションや、教室等を開催するときは、材料費として実費相当額をお支払いいただきます。
- ② 医療費
- ③ 理美容代
- ④ おむつ代
- ⑤ その他個人負担

(3) 支払方法

- ・毎月10日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の25日までに当事業所の指定する口座にお振込下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。但し、退居の場合は退居時のお支払いとなります。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	グループホーム 花水木
申請するサービス種類	認知症対応型共同生活介護

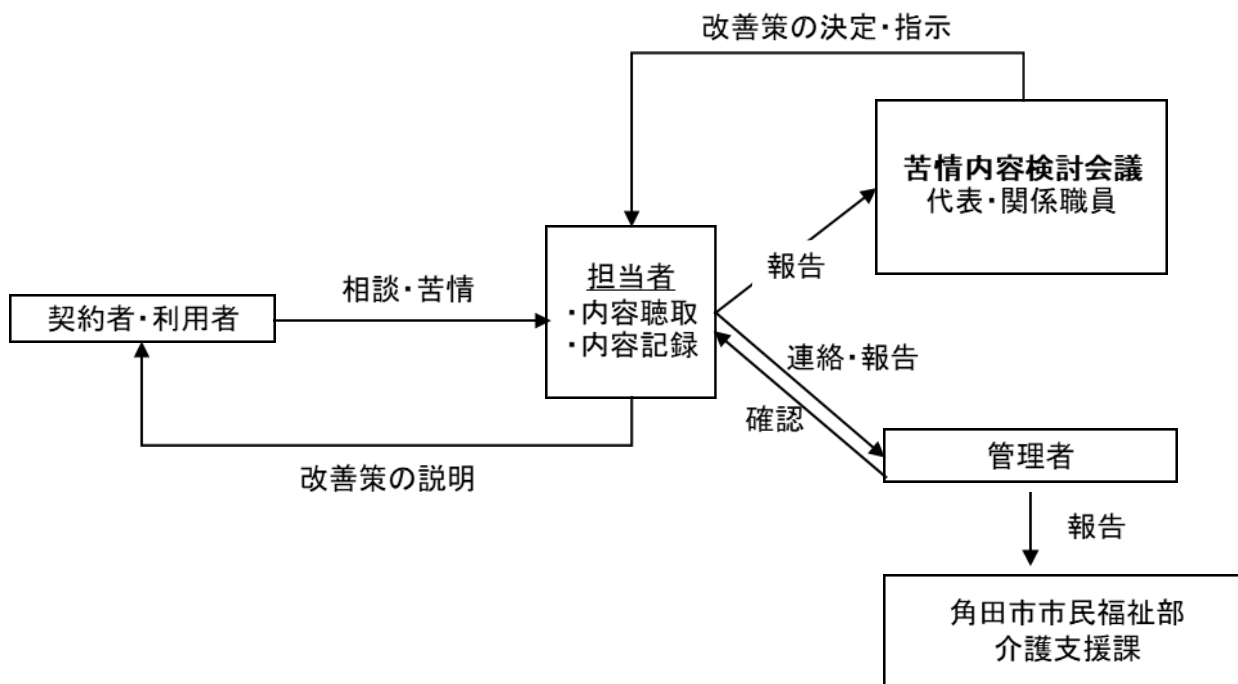
措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対する常設窓口（連絡先）、担当者の設置

連絡先 グループホーム 花水木
担当者 赤井田 友美
電話 0224-61-2777
F A X 0224-61-2778

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

担当者は、利用者又は家族からの相談やご意見、苦情があった場合、下図にそって、その状況を正確に把握し、内容等の説明等を行い、現状の確認・今後の対応等について検討します。



3 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等（居宅介護支援事業者の場合記入）

4 その他参考事項

- ・相談苦情対応マニュアルを策定し従事者に対する研修を行う。
- ・当グループホームの担当者以外にも以下の機関に要望及び苦情を申し立てることが出来ます。
 - ① 角田市市民福祉部介護支援課 0224-63-2151
 - ② 宮城県国民健康保険団体連合会
介護保険課苦情処理係 022-222-7700
 - ③ 宮城県長寿社会政策課 022-211-2556
 - ④ その他の関連機関及び関係者
- ・申し立て者からの要望、苦情の内容については、守秘義務があり、その保護を厳守します。

重度化対応・終末期ケア対応指針

グループホーム花水木
平成 24 年 8 月 15 日制定

■ 目 的

入居者様が、病状の重度化や加齢により衰弱し人生の終末期の状態を迎えた際、今までホーム内で一緒に築いてきた信頼関係の中で生活を維持し、ご本人が望む花水木の場所で最期まで暮らしていただけるように、医療関係者・家族等と協力して対応していく。

■ 重度化した状態・終末期の判断

主治医の判断が基本である。主には、①がんの終末期、②多様な疾患の重度化、③老衰、④その他である。

■ 基本的な姿勢

病状が重度化した入居者様、あるいは人生の終末期の入居者様が、疼痛や苦痛がなく本人・家族等が望むような人生の過ごし方ができ、グループホームでの生活が継続できるように、そしてグループホームで安心して最期を迎えられるように最大限の対応をする。

■ 医療連携

・主治医との連携

主治医と連携しながら必要な医療を行っていただき、時に入院による病院での医療とも連携する。

・看護師（金上病院）との連携

主治医の指示・指導のもと、必要な医療行為を行っていただき、生活の継続を重視して、入居者様の苦痛が少なく心地よい状態で生活できるようにする。

・薬剤師など地域の多様なサービスとの連携

がんの終末期ケアでは、疼痛等緩和ケアは必須で、地域の薬剤師（調剤薬局）との連携を進める。また必要に応じて歯科医師等の多様な専門職との連携で対応する。

■ 家族等の信頼・協力関係

グループホームでの重度化・終末期の対応を行うためには、家族等の信頼・協力関係を築くことが大切である。家族等の意向を重視した密な連携をもち、一緒に入居者様本人が満足するような看取りの支援をする。

■ 職員の教育・研修

医療関連専門職との連携によって重度化・終末期ケアが充実するように、医療面の職員教育・研修に努める。

身体的拘束等の適正化のための指針

(有)カナガミケアリンク
グループホーム花水木
平成30年4月1日制定

第1条 身体的拘束等の禁止

介護保険法等は「サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない」としている。

第2条 身体的拘束等への対応原則及び条件

緊急やむを得ず身体的拘束等を行わなければならない場合は、次の三つの要件を全て満たし、かつ「身体的拘束等適正化委員会」において定めた手順に従って行う必要最小限のものとする。

①切迫性 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

②非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

③一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2 上記、三つの要件を全て満たすことを関係する複数の職員で合議・確認し、計画作成担当者、管理者の確認を受け(両者の確認が受けられない場合は可能な限り早期に)、また、速やかに家族、利用者代理人に報告し同意を得る。

また、それらの記録は「身体的拘束等適正化委員会」において定めた書式において記録されていることを必須の要件とする。

3 身体的拘束の継続の如何は随時検討するが、2週間を超えて継続する場合には前二項の規定に準拠し、少なくとも2週間おきに検討、記録等を整備することとする。

第3条 緊急避難的行為に対する対応

前条の規定によらず、「さし迫った危険を避ける」ためにやむなく行う拘束は、刑法及び民法上の規定により不法行為とはならない事もあるが、「さし迫った危険」を回避した時点で前条の規定による手続きを経る。

第4条 身体的拘束等の実施に係る記録

前条の身体的拘束等を行う場合は、その態様、時間、利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由、拘束の方法と当面の期間、及び合議した職員の署名等を記録し、かつ計画作成責任者、管理者の確認を記載し、5年間保存しなければならない。

第5条 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束を廃止または極力回避するために、法人(または事業所)に身体的拘束等適正化委員会を置き、3カ月に一度委員会を開催し、前条の記録に基づき、関係法令および前第2条の「拘束対応の原則及び条件」等により、適正に運営されているかを検証する。

2 委員会は、管理者、計画作成担当者、介護職員の代表者、利用者の家族(又は利用者代理人)、医療連携体制をとる看護師、有識者等によって構成する。

3 前項の他、「不適切介護」の事例などについても報告を受け、改善の方途を検討する。

4 この委員会の審議内容は、介護職員及びその他の職員に周知徹底させることとする。

5 この委員会は、「運営推進会議」を活用することで代えることが出来る。

第6条 拘束等に係る研修

身体的拘束等を廃止し、または実施しなければならない場合には適正に行われることを目的に、介護職員その他従事者に対して年間2回の研修会を開催する。

この内容は、不適切な介護、虐待と拘束の身体的拘束等の具体的な内容、身体的拘束等がもたらす弊害(身体的弊害、精神的弊害、社会的弊害)及び事例研究等とし、必要に応じて法人又は他グループホームと共同して行うこともできる。

また、本研修会の内容は、介護職員、その他従事者全員を対象としたものであり、勤務の都合等で出席できなかったものについては、資料、記録等により、その研修効果の徹底を図る。

第7条 本指針は、身体的拘束等適正化委員会の議を経て、代表者が改正する。

以上

例示<介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為>

- (1) 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

(出典:「身体的拘束ゼロへの手引き」平成13年3月身体拘束ゼロ作戦推進会議発行)

高齢者虐待防止のための指針

有限会社 カナガミケアリンク
グループホーム 花水木

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。本事業所では、入居者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待の定義

1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。又は利用者にわいせつな行為をさせること。

5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

3 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

本事業所では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

② 高齢者虐待防止委員会の構成委員

管理者、介護支援専門員、介護職員

③ 高齢者虐待防止委員会の開催

委員会は、年2回以上開催します。虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。

④ 高齢者虐待防止委員会の審議事項

ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること

イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること

ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること

エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること

オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること

カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、管理者とします。

4 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

① 定期的な研修の実施（年2回以上）

② 新任職員への研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

④ 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

① 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の

如何を問わず、厳正に対処します。

② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

6 虐待等が発生した場合の相談報告体制

① 入居者、入居者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた高齢者虐待防止担当者とします。

② 事業所内で虐待等が疑われる場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③ 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び

担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

- ④事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

7 成年後見制度の利用支援

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

8 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告します。
- ②苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③対応の結果は相談者にも報告します。

9 当指針の閲覧について

当指針は、入居者及び家族がいつでも事業所内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表します。

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行します。